

令和2年5月14日

保護者 様

潮来市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業中の分散登校について

保護者の皆様におかれましては、4月9日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

県の要請を受けて5月31日まで臨時休業を延長しているところですが、県内の感染症拡大が抑制されている状況及び県の新型コロナウイルス対策判断指標を踏まえて「対策の緩和」の判断を本市はいたしました。

つきましては、各小中学校において可能な限り感染症対策を行った上で、下記により分散登校を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 分散登校の実施日（週1回）

1回目	第1グループ	5月21日（木）	第2グループ	5月22日（金）
2回目	第1グループ	5月27日（水）	第2グループ	5月28日（木）

登校時刻：午前8時 下校時刻：午前11時

2 登校について

- ・感染症防止のために第1・第2の2グループに分けて実施いたします。詳しいグループ分けと日程については、各学校から連絡があります。
- ・感染症防止として、マスクの着用にご協力ください。
- ・登校予定日の朝検温し、発熱や体調不良等がある場合は登校を見合わせてください。
- ・臨時休業中の登校日であるため、登校しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、登校しない場合は学校への連絡をお願いいたします。

3 登校日の実施内容

- ・臨時休業期間に学習したものを回収いたします。また、臨時休業期間中の新たな学習計画表や学習課題等を配付します。（登校しなかった場合、家庭訪問等により配付いたします。）
- ・詳細については、学校からの連絡にてご確認ください。

4 その他

- ・臨時休業中の児童生徒に関する相談がある場合は、各校にご連絡ください。
- ・6月からの登校については、新型コロナウイルス感染症に係る茨城県内や潮来市内の状況を踏まえて、改めて連絡いたします。
- ・4月9日からの臨時休業期間の学習時間の確保として、夏季休業期間の短縮も検討してまいります。
- ・この件に関する相談は、学校又は下記にご連絡ください。

問い合わせ先
潮来市教育委員会学校教育課
TEL 0299-94-5032